

JQAマネジメントシステム審査登録規則 【ISO 45001 特例】

第 13.1 版 改訂：2019 年 7 月 1 日 発効：2019 年 7 月 1 日

一般財団法人 日本品質保証機構

マネジメントシステム部門

JQA

はじめに

本特例は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「JQA」という）が運営する JQA マネジメントシステム審査登録制度（以下「審査登録制度」という）の詳細を規定した JQA マネジメントシステム審査登録規則(以下「規則」)に加え、IAF が発行する MD 22:2018 に係る審査登録制度における追加の詳細を特例として規定するものである。なお、本特例の有効期限は、JQA マネジメントシステム審査登録規則の第 14 版発効時までとする。

21-1 規則第 21.1 項を以下の通り規定する。

JQA が本特例を制改訂する際は、ISO 45001 の受審・登録組織に本特例を配布することにより通知する。

付則 4

ISO 45001 に関して、規則<ISO 45001 特例>の条項を、以下の通り規定する。

<ISO 45001 特例>	
18-1	調査の依頼、受審・登録組織からの報告 認証された依頼者が所轄の規制当局の関与を必要とする重大なインシデントの発生又は規制違反を遅滞なく JQA に通知する。
18-2	重大なインシデントの発生などにより受審・登録組織の施設及び作業領域が閉鎖された場合には、JQA は ISO 45001 規格が当該組織に効果的に実施されているかどうかを遅滞なく検証し、もしこれが検証されない場合には認証は一時停止となる。

改訂記録

版数	改訂日 発効日	改訂概要
13.1	2019/7/1 2019/7/1	・新規制定

一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

禁無断転載

(シ本-QM01-J10-Ma)